

第7 粉末消火設備

Ⅰ 固定式の粉末消火設備

(1) 放出方式

不活性ガス消火設備の基準2(1)を準用すること。

(2) 貯蔵容器の設置場所

不活性ガス消火設備の基準2(2)を準用するほか、次によること。

ア 放射区域(一の選択弁により消火剤が放出される区域をいう。以下同じ。)が相接して4以上ある場合は、貯蔵容器等を2個以上設置するものとし、貯蔵容器が受け持つこととなる各放射区域の辺が相互に接することとならないように組み合わせること。この場合、各容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は、対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つように組み合わせること。

イ 放射区域が相接して複数ある場合で、隣接する3放射区域ごとに防火上有効な間仕切り等で区画されている場合は、貯蔵容器を1個とすることができる。

(3) 貯蔵容器の構造等

貯蔵容器等は、消火薬剤が円滑に流動し、かつ、放出用ガスが分離しにくいもので、使用した場合に充填量の90%以上を放出できる構造のものであること。

(4) 選択弁

不活性ガス消火設備の基準2(4)を準用すること。

(5) 容器弁等

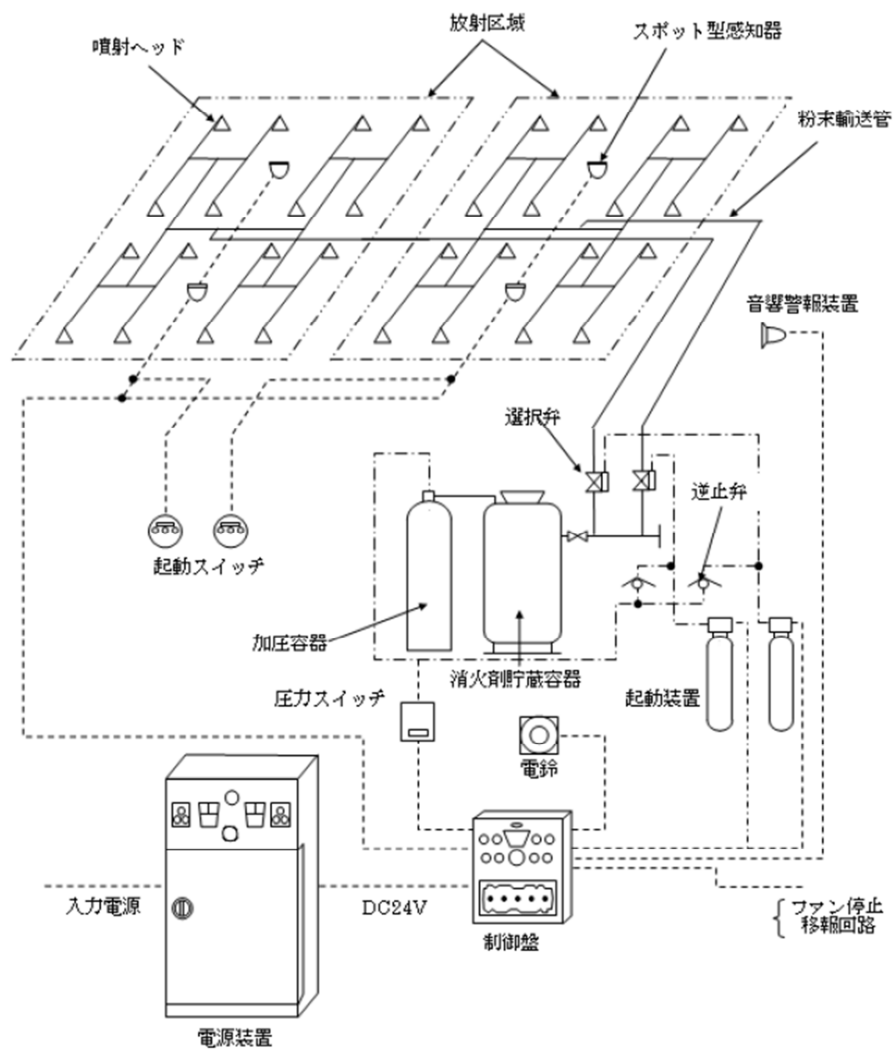
不活性ガス消火設備の基準2(5)(6)を準用すること。

(6) 配管

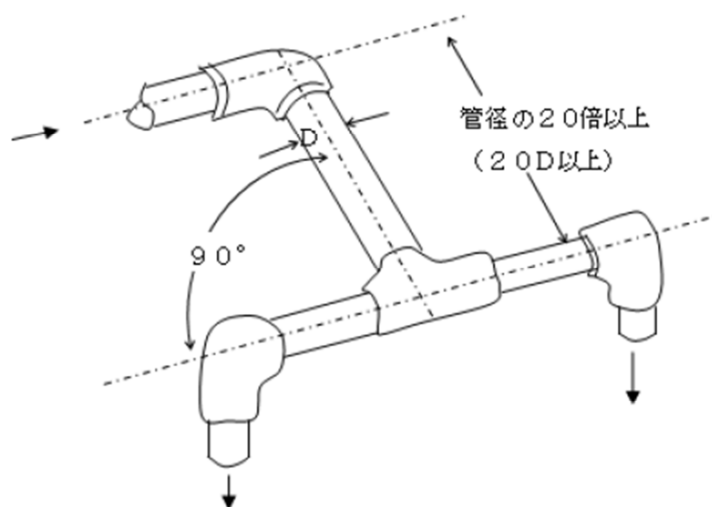
不活性ガス消火設備の基準2(7)アからウまでの規定によるほか、次によること。

ア 同時噴射した場合に噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式とし、末端に取付けるヘッド数を2個以内とすること。

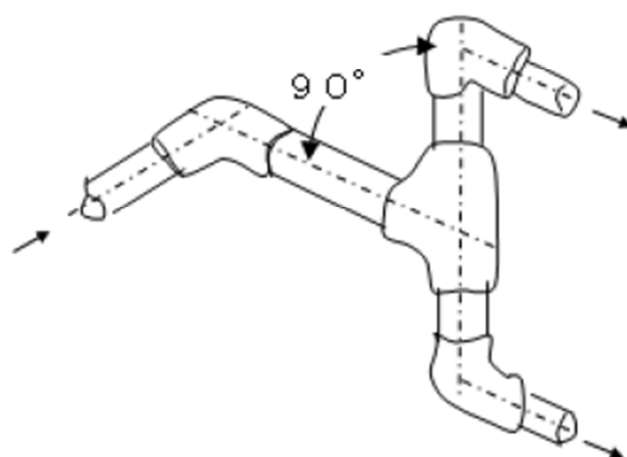
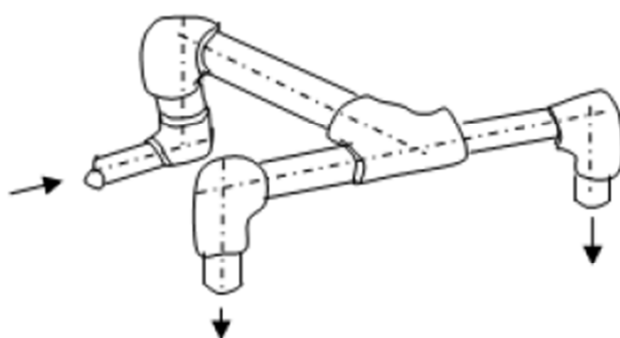
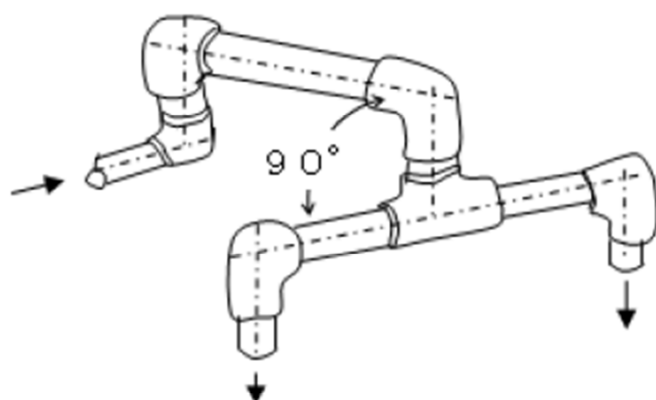
ただし、有効な三方分岐管を使用した場合は、3個とすることができる。



イ 配管を分岐する場合は、下図のように貯蔵容器又は貯蔵タンク側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の 20 倍以上とすること。



ウ 省令第 21 条第 4 項第 7 号へのただし書きの措置とは、下図の配管の組み合わせ又は特別継手を用いる場合をいうものであること。



(7) 防護区画の構造等

不活性ガス消火設備の基準2(8)を準用すること。

(8) 制御盤等

不活性ガス消火設備の基準2(9)を準用すること。

(9) 圧力調整器

ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては25.0MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取付けること。

イ 容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし2.0MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において放射圧力の15%減まで維持できる流圧性能を有するものであること。

(10) 起動装置

不活性ガス消火設備の基準2(10)を準用すること。

(11) 音響警報装置

不活性ガス消火設備の基準2(11)を準用すること。

(12) 保安措置

不活性ガス消火設備の基準2(14)アを準用すること。

(13) 電源及び配線

不活性ガス消火設備の基準2(15)を準用すること。

(14) 非常電源

非常電源の基準によること。

2 移動式の粉末消火設備

設置場所、ホース等及び位置について不活性ガス消火設備の基準3を準用することほか、次によること。

(1) 地盤面に設置した消火設備で消火可能な機械式駐車装置の場合

地下ピットを有しない地上部分が2段分以下であるものについては、地盤面の操作に支障ない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設けること。

(2) 前(1)以外の機械式駐車装置(地下ピット部分が2段分以上のものにあつては昇降のみによって車両が移動する方式のものに限る。)の場合は、次のアからエによること。

ア 移動式粉末消火設備は、設置されているホースの長さの歩行距離で有効に放射できるよう、2段毎に設置すること。

なお、地上3段以上の部分には、全ての車両に直接有効に放射できるよう、2段毎に消火足場を設置すること。

イ 消火足場の有効幅員は60cm以上とし、柵を設ける等、転落防止措置を講じること。

ウ 消火足場に設ける移動式粉末消火設備は、原則として消火足場に至るはしご等の直近に設置すること。

ただし、はしご等を複数設置し、移動式粉末消火設備の設置場所まで安全に到達できる場合は、この限りではない。

エ 地下ピット部分（地下2段までのものに限る。）は、地上に設置した移動式粉末消火設備により有効に放射できるよう、次に示す措置を講じること。

ただし、地下ピット部分の車両が火災となった場合であっても、地盤面等消火可能な位置に当該車両を移動することができるように制御盤、電動機、駆動装置及び配線等について耐火耐熱保護を施したもので、地盤面に操作に支障がない位置に水平距離で包含できるように消火設備を設置した場合にあっては、この限りではない。

（ア）地下1段部分は、地上から放射できるように前後又は左右の位置に2箇所以上の消火口を対角に設置すること。

（イ）地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるように前後又は左右の位置に2箇所以上の消火配管等を対角に設置すること。

（3）省令第21条第5項が準用する省令第19条第6項第4号に規定する赤色の灯火は、常時点灯とすること。

なお、太陽電池を活用した灯火装置については、蓄電池を内蔵したものであって、夜間においても常時点灯する必要があること。この場合の設置場所にあつては、太陽電池が太陽光に直接当たらない場所又は直接当たる時間が著しく短い場所にあつては、設けることができないこと。

3 表示

不活性ガス消火設備の基準4を準用すること。

ただし、「二酸化炭素」を「粉末」又は「粉末消火剤」と読み替えて準用すること。